

2 県民経済計算の用語解説

1. 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分及び移転取引について制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括する。

(1) 県内総生産（生産側と支出側）

「県内総生産（生産側と支出側）（以下、県内総生産勘定という。）」は県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものであり、制度部門の所得支出勘定を統合して記録する。

勘定の借方（統計表 1 統合勘定（1）「県内総生産勘定」の上表）は、県内の経済活動によって得られた付加価値総額を市場価格によって評価したものである。その構成項目は、県内要素所得として「雇用者報酬」と「営業余剰・混合所得」、総（グロス）表示として「固定資本減耗」、市場価格表示として「生産・輸入品に課される税」、「（控除）補助金」が示されている。

一方、貸方（統計表 1 統合勘定（1）「県内総生産勘定」の下表）は県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したものである。その構成項目は、消費支出として「民間最終消費支出」及び「地方政府等最終消費支出」、投資支出として「県内総固定資本形成」及び「在庫変動」、県外の取引項目として「財貨・サービスの移出入（純）」が示されている。なお、民間最終消費支出及び移出入等は居住者たる家計が県外で直接購入することを踏まえ県民概念（属人主義）で記録し、他は県内概念（属地主義）で記録する。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）とは、理論上同額になるべきものであるが、実際の推計では、両側の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため、計数上の差額を「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上して、両側のバランスを成立させている。

ア 雇用者報酬（県内活動による）

雇用者報酬（県内活動による）は、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であるが、分配側と異なり県内概念（属地主義）で把握する。（P.7、（2）県民所得及び県民可処分所得の分配アを参照）

イ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得とは、生産者の付加価値から雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府・地方政府）の合計を差し引いたものであり、企業会計でいう営業利益にはほぼ相当する。ここで、混合所得とは、個人企業における企業家としての報酬と労働者としての報酬の2種類の所得を含む意味で用いられている用語である。

ウ 固定資本減耗

固定資本減耗とは、生産活動の結果減耗した固定資産（有形、無形）の価値を補てんするために必要な価格である減価償却費と、火災や風水害等予期しなかった災害によって発生した固定資産の損失分（資本偶発損）からなる。

エ 生産・輸入品に課される税（中央政府・地方政府）または（地方政府）

生産・輸入品に課される税とは、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税や資本税とは区別される。その主なものは、消費税、酒税、印紙税等である。平成27年基準より準地域概念が導入され、計上する勘定により中央政府分と地方政府分の両者を含む計数と地方政府分のみの計数となる場合がある。（準地域概念についてはP.3、2.制度部門別所得勘定（3）を参照。）中央政府分は消費税や自動車重量税など国税が該当する。

オ 補助金（中央政府・地方政府）または（地方政府）

補助金とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件

を満たす経常交付金である。所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。補助金によってその額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。主として、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助、その他産業振興費や運営費補助費等からなる。平成27年基準より準地域概念が導入され、計上する勘定により中央政府分と地方政府分の両者を含む計数と地方政府分のみの計数となる場合がある。

カ 民間最終消費支出

（P.8、(3)県内総生産（支出側）アを参照）

キ 地方政府等最終消費支出

（P.9、(3)県内総生産（支出側）イを参照）

ク 県内総固定資本形成

（P.9、(3)県内総生産（支出側）ウ①を参照）

ケ 在庫変動

（P.9、(3)県内総生産（支出側）ウ②を参照）

コ 財貨・サービスの移出入（純）

（P.9、(3)県内総生産（支出側）エを参照）

サ 統計上の不突合

（P.9、(3)県内総生産（支出側）オを参照）

(2) 県民可処分所得と使用勘定

「県民可処分所得と使用勘定」は、後述する2. 制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものである。統合により、県内における制度部門別の再分配（所得・富等に課される経常税、社会保障給付、利子、配当等）の受取と支払は相殺される。このため、受取側は雇用者報酬（県内分と県外からの純受取）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得純受取、生産・輸入品に課される税（控除）補助金及び域外からのその他の経常移転の純受取で構成される。この受取側の合計は県民全体で全額処分可能な所得であるから、県民可処分所得とよばれる。

他方、県民可処分所得の支払側は、各制度部門の最終消費支出と貯蓄で構成される。この勘定では、県民経済を全体としてみた場合の可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかが示されている。

ア 民間最終消費支出

（P.8、(3)県内総生産（支出側）アを参照）

イ 地方政府等最終消費支出

（P.9、(3)県内総生産（支出側）イを参照）

ウ 県民貯蓄

（P.6、2. 制度部門別所得支出勘定ケを参照）

エ 雇用者報酬（県内活動による）

（P.1、(1)県内総生産（生産側と支出側）アを参照）

オ 県外からの雇用者報酬（純）

県外からの雇用者報酬（純）とは、県外から流入する雇用者報酬から県外へ流出する雇用者報酬を差し引いたものであり、エ 雇用者報酬（県内活動による）との和により県民ベースの雇用者報酬が表される。

カ 営業余剰・混合所得

（P.1、(1)県内総生産（生産側と支出側）イを参照）

キ 域外からの財産所得（純）

域外からの財産所得（純）とは、制度部門別所得支出勘定における各制度部門の財産所得の受取と支払をそれぞれ合計することにより統合したものである。統合により域内制度部門の財産所得は受取計=支払計であるため、全て相殺され、域外との受払の差だけが残ることになる。（P.7、（2）県民所得及び県民可処分所得の分配イを参照）

ク 生産・輸入品に課される税（地方政府）

（P.1、（1）県内総生産（生産側と支出側）エを参照）

ケ 補助金（地方政府）

（P.1、（1）県内総生産（生産側と支出側）オを参照）

コ 域外からの経常移転（純）

域外からの経常移転（純）は、制度部門別所得支出勘定における各制度部門の財産所得以外の経常移転の受取と支払をそれぞれ合計することにより統合したものである。統合により域内制度部門の経常移転は受取計=支払計であるため、全て相殺され、域外との受払の差だけが残ることになる。

（3）資本勘定

資本勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したものである。県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、貸方（統計表 1 統合勘定（3）「資本勘定」下表）の資本の調達側に県民貯蓄と域外からの資本移転（純）が記録され、統計上の不突合が控除される。借方（統計表 1 統合勘定（3）「資本勘定」上表）の資本形成側には、総固定資本形成、（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出（+）/純貸入（-）がバランス項目である。

（4）域外勘定（経常取引）

域外勘定においては、域外全体としてとらえた域外取引が計上されており、域外の視点から記録されている。県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、物の売買や運輸、通信、保険等サービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出入（純）」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金等からなる「財産所得」、対価の受領を伴わない財貨・サービス、現金の受払いのうち経常的なものよりなる「経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常収支（域外）」が設けられている。

（注）域外勘定を見る上で注意すべき点は、域外の視点から見た勘定となっていることである。したがって、県の受取である「財貨・サービスの移出入（純）」が支払項目になっている。

2. 制度部門別所得支出勘定

「制度部門別所得支出勘定」は、（1）非金融法人企業、（2）金融機関、（3）一般政府（地方政府等）、（4）家計（個人企業を含む）、（5）対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成し、生産活動の結果発生した付加価値がどの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間において様々な移転取引が行われ、それらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。また、勘定の項目については次のとおりである。

（1）非金融法人企業

金融・保険サービス以外の産業活動を行う法人企業である。

（2）金融機関

市場において金融取引に従事することを主たる業務とする企業である。

（3）一般政府（地方政府等）

地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下、「地方社会保障基金」という）が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府

により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。平成 27 年基準改定により準地域概念が導入された。中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定管理されている社会保障基金の県内事務所（以下「全国社会保障基金」という）等は、事業所（生産単位）としては県内に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地理的地域にも属さない擬制的な地域（「準地域」）に所在するものとし、県内の制度部門には含まれないものとして整理された。

（以下「中央政府（国）」及び「全国社会保障基金」を合わせて「中央政府等」という）

（4）家計

制度部門としての家計は、単に消費者としての家計のみならず個人企業も含んでいる。これは、個人企業の場合企業としての経理と事業主の家計としての会計が判然と区別されておらず、統計作成上両者を分離することが困難であることに加え、むしろ分離をしない今までとらえる方が個人企業家計の意思決定や行動を正確に把握できるという考え方方に立っている。

（5）対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

ア 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさし、所得支出勘定では、家計の受取にのみ計上される。（P.7、（2）県民所得及び県民可処分所得の分配アを参照）

イ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動における企業の営業活動の貢献分であり、（P.1、（1）県内総生産（生産側と支出側）イを参照）所得支出勘定では非金融法人企業、金融機関、家計の受取に計上される。

ウ 財産所得

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

エ 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、労働の提供や財産の貸与、資本利得等様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税や各経済主体が保有する金融資産、財産に課せられる租税、家計による財貨の所有又は使用に課せられる租税をいう。所得税、法人税、県民税、市町村民税等のほかに家計の負担する自動車関係諸税がこれに該当する。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別はそれが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。

オ 純社会負担、現物社会移転以外の社会給付

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払をさす。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は「雇主の社会負担」といい、雇用者報酬に含まれる。また、雇用者本人が行う負担は「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定では、支払側では家計部門のみに記録される一方、受取側では社会保険制度のうち①社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、②企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、③さらに無基金の社会保険制度にかかる負担については雇主

部門に、それぞれ記録される。また、家計の所得支出勘定においては、家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」に、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」を合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」とよぶ。

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転である。このうち、所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。具体的には、現金主義で記録する（発生主義で記録しない）退職一時金、私的保険への拠出金等を含む。

「社会扶助給付」は、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。具体的には、一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

カ その他の経常移転

その他の経常移転は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」からなり、内訳として非生命保険取引を別掲している。

非生命保険取引は、契約による所得の移転として所得支出勘定に表れ、非生命保険会社は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、受取保険料から非生命保険会社の経営コストを差し引いたものであり、保険金と等しい額となる。

一般政府内の経常移転は、中央政府、地方政府、社会保障基金の間の経常移転であり、一般政府のみに計上されている。具体的には、地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、補助費等が含まれる。

他に分類されない経常移転には、罰金、対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、負担金、家計間の仕送り金等の他では表章されないあらゆる経常移転取引の受払が含まれる。

キ 現物社会移転

現物社会移転とは、一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給をさす（個別的分野における移転支出）。現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。なお、現物社会移転の区分については、平成17年基準以前の日本のSNAにおいては、「1993SNA」に則り「現物社会給付」と「個別的非市場財・サービスの移転」に分かれていた（現物社会給付については、さらに「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に区分）が、平成23年基準以降の日本のSNAでは、「2008SNA」の分類方法を踏まえ、現物社会移転を「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」の二つに分けてい

る。

ク 最終消費支出

最終消費とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計あるいは社会全体によってそれらの個別的ないし集合的な必要性と欲求を満足するために消費される財貨・サービスの価額であり、家計、一般政府（地方政府等）及び対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録される。

（P.8、(3)県内総生産（支出側）ア、P.9、(3)県内総生産（支出側）イを参照）

ケ 貯蓄

貯蓄は、各部門の要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取や各種の経常移転の受取を合計した経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払を合計した経常的支出を差し引いた残差である。

コ 生産・輸入品に課される税（地方政府）

（P.1、(1)県内総生産（生産側と支出側）エを参照）

サ 補助金（地方政府）

（P.1、(1)県内総生産（生産側と支出側）オを参照）

シ 年金受給権の変動調整

年金受給権の変動調整とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

年金受給権の変動調整を所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から示すと、まず、年金制度に係る負担や給付の受払は企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては可処分所得に影響を与えるものである。

つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担一給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で超過負担額は、金融面から見れば「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積（超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少）、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積（同上）として記録されなければならない。こうした金融面との整合性を確保する観点から、所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を年金受給権の変動調整として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

ス 間接的に計測される金融仲介サービス（Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM）

預金取扱機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがある。すなわち、預金取扱機関への資金の貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い、資金の借り手にはより高い利子率を課する。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが FISIM である。預金取扱機関で産出された FISIM は各制度部門で消費する。

3. 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

(1) 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産とは、県内の生産活動によって新しく付加された価値の貨幣評価額を各経済活動別に示したものである。これは、県内での生産活動に対する各生産部門の寄与を表し、産出額から中間投入額（原材料、燃料等）を差し引いたものである。

ア 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括計上する。

イ 総資本形成に係る消費税

総資本形成に係る消費税は、設備投資や在庫投資に係る消費税控除額からなる。輸入品に課される税・関税と同様、経済活動別には配分せず、一括計上する。

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得とは、一定期間内に県内居住者（法人・政府を含む）が、その所有する土地、資本、労働等の生産要素を生産活動に提供した結果、地代、賃金、企業利潤等として県内外から受け取った所得である。

また、県民可処分所得とは、県民所得（要素費用表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加え、市場価格表示の県民所得とし、さらに県外からの財産所得以外の経常移転の純受取を加えたものである。

ア 雇用者報酬

雇用者報酬とは、雇用者が労働の対価として雇主から受け取る全ての現金、現物給与をさす。社会保障、民間年金、損害保険、生命保険の掛金等、雇主の雇用者福祉に対する負担もここに含まれる。

なお、雇用者とは、県内に居住する就業者のうち個人事業主と無給の家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員や特別職の公務員、議員等もここに含まれる。

具体的には、以下の項目から構成されている。

① 賃金・俸給

- a 現金給与（所得税、社会保障基金雇用者負担等控除前）一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等
- b 現物給与（自社製品、食券、通勤定期券等の支給等）
- c 役員給与手当
- d 議員歳費等
- e 給与住宅差額家賃（社宅、公務員住宅等で市中家賃より低廉な家賃で従業者に提供されている場合の、従業者の支払家賃と市中平均家賃との差額を、入居者が受け取った現物給与の一種とみなして計上する。）

② 雇主の社会負担

- a 雇主の現実社会負担

政府管掌の社会保障制度のほか、健康保険組合、共済組合、年金基金等の雇主の負担金

- b 雇主の帰属社会負担

- ・退職一時金

- ・公務災害補償

- ・その他（労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働災害補償責任保険等）

イ 財産所得（非企業部門）

ここでいう財産所得は、非企業部門である経済主体が他の経済主体に、自己の所有する資金、土地等の有形固定資産を貸与した結果発生する所得の移転であり、具体的には以下のものである。

- ① 利子
- ② 配当
- ③ 保険契約者に帰属する財産所得
- ④ 賃貸料

ただし、建物（住宅を含む）、構築物、機械設備等再生産可能な有形固定資産の賃貸料は財産所得には含まれない。

ウ 企業所得

法人企業（公的企業を含む）や個人企業が生産活動のために提供した生産要素である土地や資本に分配された所得のことであり、生産側で得られた営業余剰に企業の受け取った財産所得を加え、支払った財産所得を差し引いたもので、企業会計でいう経常利益に相当する概念に近いものといえる。

なお、個人企業所得には、個人が自己の居住のために所有する住宅の家賃相当額（帰属家賃）を含めている。

また、個人企業の受取財産所得は、企業経理と家計を明確に区別しにくい面があるため全額を家計分とみなし含めない。支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子部分については消費用のもの（消費者負債利子）とその他の利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払として計上する。

企業所得は、具体的には以下の項目ごとに表示されている。

- ① 民間法人企業
- ② 公的企業

原則として公的に所有又は支配されている企業で、法人格をもつ公的法人企業や生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなる。

- ③ 個人企業

農林水産業、その他の産業、持ち家からなる。

エ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）

（P. 1、（1）県内総生産（生産側と支出側）エ、オを参照）

オ 経常移転の受取（純）

制度部門別所得支出勘定に計上されている、各制度部門の財産所得以外の経常移転の受け扱いの差額である。

（3）県内総生産（支出側）

県内総生産は、家計、一般政府等各制度部門が財貨・サービスを購入する側、すなわち最終生産物に対する支出の側でも把握することができる。

県内総生産（支出側）は、一定期間内に生産された付加価値が分配過程を経た後、どれだけ消費や投資に回り、どれだけ県外との受け扱いに向けられたかを示すものである。なお、この場合の「投資」とは物的資本の投資に限定され、通常「資本形成」とよばれる。

県内総生産（支出側）は、一定期間内に「県」という行政区域内で行われた最終消費支出と総資本形成の合計額に財貨・サービスの移出入（純）と統計上の不突合を加えたものであり、「県内総生産（生産側）」に等しい。

ア 民間最終消費支出

民間部門の消費主体である「家計」と「対家計民間非営利団体」による最終消費財（財貨・サービス）の取得であり、属人（県民）主義で評価する。

財貨・サービスの取得は、現金支出を伴うもののほか、農家における農産物の自家消費や所有者自身が居住し自分自身に支払っているとみなされる住宅の帰属家賃等はここに含める。

また、財貨・サービスの購入に伴う支出に限定され、仕送り、贈与金等単なる移転的なものは除き、その期間内に新しく生産された財貨・サービスの購入に限られる（中古品、スクランプの購入は除く）。

なお、住宅の建築や購入（中古は除く）は個人や企業の資本形成となるので、ここには含めない。

イ 地方政府等最終消費支出

一般政府（地方政府等）の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを地方政府等最終消費支出として計上する。

ウ 県内総資本形成

有形固定資産と無形固定資産の増加分を表す「総固定資本形成」と、流動資産のうち在庫ストックの物量的増減を表す「在庫変動」に分け、属地主義で把握する。

① 総固定資本形成

総固定資本形成は、有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア）を含む。

② 在庫変動

企業（民間企業、公的企業）及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産の一定期間内の物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、と畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

エ 財貨・サービスの移出入（純）

居住者と非居住者との間の財貨及びサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による県外（県内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、生産要素（労働及び資本に対して支払われる雇用者報酬や財産所得）等は県外からの（への）所得となり、ここに含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入（純）には、移出と移入の差額が計上される。

オ 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、生産側と支出側で基礎資料や推計方法が異なるために計数に乖離が生ずることがある。これを統計上の不突合として、勘定体系の一致を図るために表章される。

カ 域外からの所得（純）

所得の域外に対する受け払いの差額であり、雇用者報酬、財産所得からなる。県民所得（要素費用表示）から県内純生産を差し引いて求められる。

キ 県民総所得（市場価格表示）

県民が受け取る所得の合計であり、県内総生産（支出側）に域外からの所得（純）を加えて求められる。

（4）実質県内総生産

名目価額から物価上昇分を除去した実質価額を算出（実質化）する際、県内総生産（生産側、支出側）とも連鎖方式を用いる。

連鎖方式では基準年を固定せず、毎年前年との比較で算出する。連鎖方式は常に最新のウエイト構造が反映されるため、指数バイアスがほとんど生じないが、加法整合性（内訳の総和が合計と一致する）が成立しない。

なお、特定年次の価格を100としたときの求める年次の価格がデフレーターであり、下記の恒等式が成り立つ。

$$\text{実質値} = \text{名目値} / \text{デフレーター}$$

（参考：県民経済計算標準方式（平成27年基準版）内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）